

現代的な「金融業」のあり方 ～顧客価値を創造する金融業の拡大～

はじめに

金融調査研究会[※]

金融業を巡る環境が大きく変化する中、金融業に求められる役割も変化しつつあり、特に以下の分野における取組みの重要性が高まっている。

第一に、IT分野を中心とする急速なイノベーションへの対応である。事業会社による銀行業への参入、インターネット専門銀行の登場等に加え、近年は、FinTech¹によるICT (Information and Communication Technology) を活用した新たな金融サービスが世界的に広がりを見せている。従来銀行が担ってきた業務を分化させつつ金融サービスを提供するFinTech等による動きは、銀行業務の「アンバンドリング化」と言われる。

かかる状況下、海外の銀行は、イノベーションの急速な進展に伴う環境変化に戦略的に対応し、FinTechへの出資や提携等により、新たなICTを早期に金融サービスに取り込む動きを見せているところであり、わが国でも、金融審議会において銀行の業務範囲規制の見直しが本格的に議論されている。

第二に、成長戦略や地方創生への貢献である。政府が提唱する成長戦略や地方創生の実現に向けた取組みでは、企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮や銀行の持つ知見等の積極的な活用がうたわれるなど、銀行が果たす役割への期待が高まっている。

銀行は、これまでも成長戦略や地方創生の実現に向けた取組みを進めてきているが、少子高齢化・人口減少をはじめとするわが国が抱える様々な課題の解決に向けて、これまで培ってきた経験や知見、地域におけるネットワーク等を活かしたさらなる貢献が求められている。

このように、金融業を巡る環境や役割期待が大きく変化しつつある状況を踏まえ、本研究会は、「現代的な『金融業』のあり方～顧客価値を創造する金融業の拡大～」をテーマに研究を

※ 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年2月に全国銀行協会内に設置された研究機関であり、本研究会の提言は、全国銀行協会の意見を表明するものではない。

1 FinTech とは、Finance (金融) とTechnology (技術) を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。本提言においてはその意味で使用している。

進め、今般、提言を取りまとめた²。

本提言では、金融サービスを巡る環境変化と金融業を巡る規制の現状を概観したうえで、「顧客価値の創造に向けた不断の取組み」、「金融分野におけるイノベーションをサポートし、促進させるための環境整備」、「わが国の金融業のさらなる発展に向けた規制の見直し」の三点に係る提言を行っている。

本提言が、関係各方面における議論の活性化に多少とも資すれば幸いである。

2 本提言は、銀行を想定したものとしている。また、「顧客価値」は、銀行が提供する金融サービスに対して顧客が認める価値から顧客が負担するコスト（価格コスト、時間コスト等）を差し引いたもの、すなわち顧客が相応のコストを負担しても利用したいと感じる価値と定義する。

1. 金融サービスを巡る環境変化と金融業に関する規制

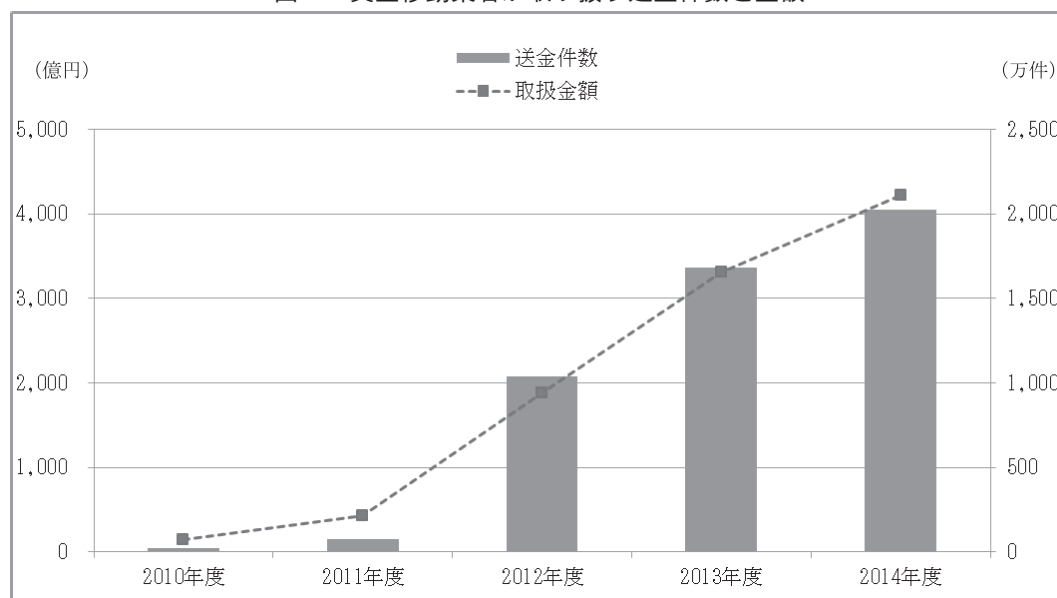
1. 金融サービスを巡る主な環境変化とFinTechによる新たな潮流

わが国では、1996年から2001年にかけて行われた「日本版金融ビッグバン」と呼ばれる金融制度改革によりコングロマリット化が進み、銀行・証券・保険の業態間の垣根が見直された。その結果、銀行においても一部の証券・保険商品の取扱いが可能となり、幅広い金融サービスの提供が可能となった。

1999年以降は、事業会社による銀行業への参入が活発化し、事業会社の店舗網や顧客基盤を活かした新たなビジネスモデルの銀行が登場したほか、インターネット専門銀行も登場している。

2010年には資金決済法が施行され、資金移動業の新設や前払式支払手段の整備等が行われた。資金移動業者は、銀行法の規定にかかわらず、1回当たり100万円以下の為替取引を行うことができ、利便性の高さや安価な手数料設定により取扱高は増加傾向にある。2014年度の取扱状況を見てみると、年間送金件数は2,023万件（2010年度は21万件）、年間取扱金額は4,216億円（同140億円）となっている（図1）。

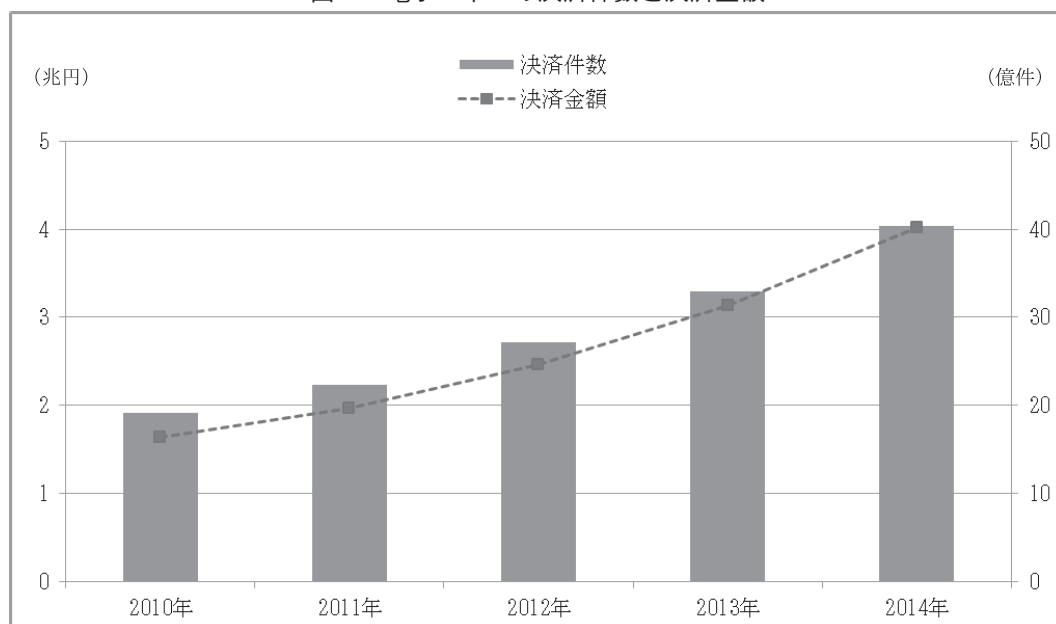
図1 資金移動業者が取り扱う送金件数と金額



出典：一般社団法人日本資金決済業協会

また、前払式支払手段に関しては、電子マネーが急速な広がりを見せており、国民の生活に定着しつつある。2014年の取扱状況を見てみると、決済件数は40億4,000万件（2010年は19億1,500万件）、決済金額は4兆140億円（同1兆6,363億円）となっている（図2）。

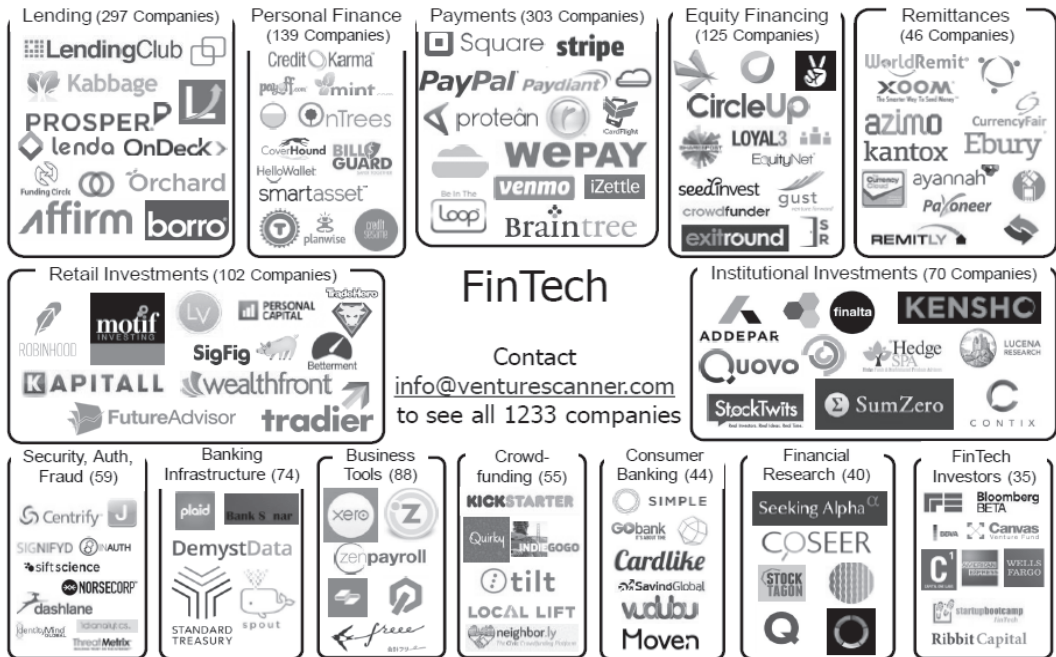
図2 電子マネーの決済件数と決済金額



出典：日本銀行「決済動向」（電子マネー計数）。プリペイド方式のうちIC型の電子マネーが対象。なお、交通系の電子マネーについては、乗車や乗車券購入に利用されたものは含まれていない。

さらに、近年は、ICTの急速な発展に伴い、FinTechによる金融とICTを融合させた新たな金融サービスが世界的に広がりを見せている。FinTechが提供する代表的なサービスとしては、例えば、預金・資産運用の分野に関しては、個人が保有する銀行口座の情報を集約して財務管理をサポートするサービスや、人工知能を用いてポートフォリオ管理を自動で行うサービス、個人の取引データを分析し、その結果をマーケティング情報として銀行に提供するサービスなどが登場している。また、融資・資金調達に関しては、クラウドファンディングのプラットフォームを提供するサービスや、ECサイトの決済データ等様々な外部データを活用した独自の審査モデルによる融資サービスなどがあるほか、送金・決済の分野に関しては、電話番号で送金先を指定できるサービスや、ビットコイン等の暗号通貨を活用したクロスボーダーでの決済を可能としたサービスなどがある（図3）。

図3 世界の主なFinTech企業



出典：Venture Scanner（2016年2月）

このような金融サービスを巡る世界的な環境変化に対応するため、わが国の政府も具体的な動きを見せ始めている。

例えば、2014年10月、決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済および関連する金融業務のあり方ならびにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討するため、金融審議会に「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」が設置された。また、2015年5月、金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討するため、金融審議会に「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。

さらに、2015年10月には、IoT³、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスが新たな産業を生み出し、産業金融のあり方や資金の流れを大きく変えていく可能性について幅広く議論を行い、政策上の課題や対応策を検討することを目的として、経済産業省に「産業・金融・IT融合に関する研究会」が設置されている。

2. 成長戦略や地方創生の実現に向けた銀行への期待の高まり

上記のような環境変化のほか、近年は、成長戦略や地方創生の実現に向けた銀行への期待が高まっている。

3 Internet of Things（モノのインターネット）の略。

2015年6月に公表された『日本再興戦略』改訂2015』では、「企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等」の中で、企業の経営改善や企業再生を促進する観点から、企業の事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組みが十分なされるよう、金融機関に対して、企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢の一層の強化が求められている。特に、地域金融機関に対しては、「ローカルアベノミクスの推進」の中で、地域経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化やわが国GDPの約7割を占めるサービス産業の活性化・生産性の向上のため、積極的に経営支援体制を強化することが求められている。

また、2015年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年改訂版）」では、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持ってそれぞれの「地方版総合戦略」を推進するとともに、地方公共団体が地域の特性や資産を分析し、「地方版総合戦略」の企画立案等を進めるに当たっては、銀行等の知見等を積極的に活用することが必要であるとされている。具体的には、日本型イノベーション・エコシステム⁴の形成や、日本版DMO⁵と連携した銀行等による民間事業化支援（資金、経営面で観光産業をサポートすること）などの政策が掲げられている。

3. 銀行に対する他業禁止規制と出資規制

わが国の銀行は、銀行法の規定により他業を営むことが禁止されており、その業務範囲は、①固有業務、②付随業務、③他業証券業、④法定他業に限定されている⁶。この他業禁止規制の趣旨は、第一に、可能な限りその本業に専念し、与信・受信の両面において社会的意義と経済的機能を発揮するようにならなければならないこと、第二に、銀行に固有業務、付随業務以外の業務を営むことを許せば、銀行の固有業務等がその影響を受けて顧客に対するサービス水準の低下を招き、ひいては、預金者等の資産や取引者の安全を害する事態が予想されること、とされている⁷。

また、他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行持株会社および銀行が保有することのできる子会社は、他の銀行、証券専門会社、保険会社等に制限されている⁸ほか、この他業禁止の趣旨の徹底を

4 行政、大学、研究機関、企業、銀行などの様々なプレーヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態。

5 Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となつて行う観光地域づくりの推進主体。

6 付随業務については、基本的な付随業務として債務保証、手形の引受け、両替等が限定列挙される一方で、「その他の銀行業に付随する業務」という範疇が設けられ、一定の弾力性を持たせている。なお、銀行持株会社の業務範囲は、子会社の経営管理ならびにこれに附帯する業務に限定されている。

7 小山嘉昭「詳細銀行法」

8 銀行持株会社の子会社（銀行の兄弟会社）の業務範囲は、原則として銀行子会社の業務範囲と同じであるが、一定の要件のもと、銀行子会社には認められていない商品現物の売買等も認められている。

図るとともに、子会社の範囲制限が潜脱されることを回避するためとして、銀行グループ⁹に対する出資規制が課せられている。具体的には、銀行持株会社およびその子会社が国内の事業会社の株式を取得する場合は、合算で議決権の15%が上限とされているほか、銀行とその子会社が国内の事業会社の株式を取得する場合は、合算で議決権の5%が上限とされている¹⁰。

4. 銀行業と商業の分離（One Way規制）

前述のとおり、わが国の銀行には、他業禁止規制および事業会社に対する出資規制が課せられている。他方で、事業会社は、銀行の株式を取得・保有すること自体は特段規制されておらず、主要株主規制¹¹が課せられているのみであり、商業から銀行業への参入だけを認める、いわゆる「One Way規制」となっている。

この銀商分離規制に係る欧米の状況を見てみると、まず、米国では、銀行持株会社グループが行える業務は法令で限定されているほか、銀行持株会社の事業会社に対する出資は議決権の5%が上限とされており、わが国と同様に規制されているが、事業会社についても、銀行への出資は議決権の25%までに制限されている¹²。なお、米国では、1999年に成立したグラム・リーチ・ブライリー法により、金融持株会社の枠組みが創設され、一定の要件¹³を満たす銀行持株会社は、金融持株会社へ移行し、「本源的金融業務またはそれに付随する業務」や「金融業務を補完する業務」を取扱うことが可能となった。このうち、「本源的金融業務またはそれに付随する業務」については、連邦規則集に限定列挙されているが、列挙されていない業務であっても、米連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board：FRB）に判定を求めることができるなど、柔軟で拡張性のある制度となっている¹⁴。また、「金融業務を補完する業務」については、FRBが個別に認可を行うこととされており、連邦規則集において、認可に当たって考慮する事項が規定されている。具体的には、①当該業務が金融持株会社の金融業務にとって補完的であること、②当該業務を行っても、銀行の安全性・健全性および金融システム全般に重大なリスクを及ぼさないこと、③当該業務を承認することによる公衆への利便性が想定し得る弊害を上回ると合理的に期待できること、が規定されており、個別事案ごとに判断されることとなる。

他方で、EUでは、ユニバーサルバンクが認められており、銀行グループが行える業務や事

9 銀行持株会社、銀行、および銀行子会社。

10 独占禁止法上も出資規制が課せられているが、①銀行による産業支配を防止する観点から措置されたものであること、②銀行単体の株式保有を制限した規制であること、③国内の会社全般の株式を対象としており、事業会社の株式に限定していないこと、等の点で銀行法上の規制とは異なっている。

11 事業会社による銀行業への参入が活発化したことを受け、2002年に銀行法が改正され、銀行の議決権の20%以上の所有者を「銀行主要株主」として規制対象化する等の措置がとられている。

12 ただし、支配力を及ぼす保有は不可とされる。また、事業会社が銀行の議決権の10%以上を保有する場合、事前に監督当局の審査が必要となる。

13 傘下の全ての銀行の経営状態が良好であること等。

14 FRBが認めた業務としては、ファインダー業務（取引を交渉、成立させるために、製品・サービスの買い手や売り手を集めるための手段の提供）がある。

業会社への出資は、一部の規制¹⁵を除き特段制限されておらず、事業会社の銀行への出資についても、特段の制限はない¹⁶。

II. 提 言

1. 顧客価値の創造に向けた不断の取組み

- ◇ 銀行は、多様化・高度化する顧客ニーズに対応したサービスを機動的に提供できるよう、自前主義に頼ることなく、外部とのネットワーキングにより柔軟に外部の知見や技術を取り込む体制を整備するべきである。
- ◇ 銀行は、地域イノベーション・エコシステムの重要なプレーヤーとして、これまで培ってきた経験や知見、各地域におけるネットワーク等を活用し、関係者との連携によるシナジー効果の発揮を通じて、成長戦略や地方創生の実現に向け、積極的な取組みを行うべきである。
- ◇ 銀行は、多様な顧客情報をもとにさらなる顧客価値を創造するという好循環を生み出すべく、顧客との関係のより一層の深化に向けた不断の努力を重ねるべきである。

ICTの発展や規制緩和の流れを背景とした多様な金融サービスの登場は、銀行にとってビジネスチャンスの喪失につながる脅威であるとの見方がある一方で、先進的なアイデアや創造力が問われる分野が広がってきているとも言える。

これまで、銀行は自前主義の傾向が強かったと言われるが、イノベーションが急速に進展する中で、多様化・高度化する顧客ニーズに対応したより便利で、迅速かつ安価なサービスを機動的に提供していくためには、自前主義のみに頼ることなく、外部とのネットワーキングにより柔軟に外部の知見や技術を取り込む体制の整備が必要である。この点については、2015年9月に金融庁が公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、具体的重点施策としてFinTechへの対応等を掲げたうえで、海外の銀行がFinTechとの連携・協働の動きを見せている状況と比較し、わが国の対応の遅れが指摘されているところである¹⁷。

実際、海外の銀行は、出資や提携等によるオープンイノベーションにより、FinTech等の事業会社の技術力を早期に自行サービスに取り込もうとする動きを加速させている。FinTechの広がり投資額にも表れており、2014年のFinTechに対するベンチャーキャピタルの投資

15 銀行による事業会社に対する議決権10%以上の出資等について、一事業会社に対する出資額が銀行の自己資本の15%を超える場合や、出資額合計が銀行の自己資本の60%を超える場合、各国当局の判断により、①自己資本比率の計算上、超過部分に対して1250%のリスクウェイトを適用、②超過部分の株式保有を禁止、のいずれかの措置がとられる。

16 ただし、各国監督当局がその適格性に問題があると判断した場合、議決権の10%を超える出資は不可。

17 金融庁「平成27事務年度 金融行政方針」<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>

額は、世界で122億ドルと、2013年の40.5億ドルと比較して3倍に増加しているとの報告もある¹⁸。

わが国においても、銀行とFinTech等の事業会社が連携・協働を模索する動きが始まっている。例えば、いくつかの銀行では、組織改革が行われ、イノベーションに特化した専門部署の設置等が進められている¹⁹。

また、顧客価値を創造するに当たり、忘れてはならない重要な視点は、安心・安全の確保である。

例えば、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害は、2013年度に1,956件に急増した後（2012年度は148件）、依然として高水準で発生し続けている²⁰。

全国銀行協会では、この問題に対して、個人顧客と法人顧客に分けてそれぞれ補償の考え方やセキュリティ対策強化、顧客への注意喚起等について申し合わせを行っているところであるが、2015年に実施した「よりよい銀行づくりのためのアンケート」によれば、インターネット・バンキング利用者のうち、銀行がセキュリティ対策等の告知を実施していることを認知している顧客は63.1%に、具体的な対策の実施率は44.3%にそれぞれとどまっている²¹。

また、わが国のスマートフォンの世帯保有率は60%を超えているものの²²、モバイルバンキングの普及率は10%台であり、諸外国と比較して低い水準にあるとの調査結果がある²³。これは、わが国は銀行の店舗やATMのネットワークが充実していることに加え、モバイルバンキ

18 Accenture [The Future of FinTech and Banking] <http://www.fintechinnovationlablondon.co.uk/media/730274/Accenture-The-Future-of-Fintech-and-Banking-digitallydisrupted-or-reimagined.pdf>

19 大手行の動きを見ると、みずほフィナンシャルグループとみずほ銀行は、2015年4月、新たなビジネスの創出に向けた取組みを強化するため、両社内にインキュベーション室を設置している（同年7月に「インキュベーションプロジェクトチーム」を新設）。三菱東京UFJ銀行は、2013年、新技術のリーサーやベンチャー企業との連携を模索するなど、企業の枠組みを越えて社外からも広く知識・知見・技術を集めて真のイノベーションを起こす「オープンイノベーション」への取組みを拡大するため、米国シリコンバレーにイノベーションセンターを設置している。三井住友フィナンシャルグループと三井住友銀行は、金融関連技術を用いたイノベーション推進をグループ横断的に強化する目的で、2015年10月に「ITイノベーション室」を両社に設置している。地域金融機関においても、2015年10月、千葉銀行、第四銀行および中国銀行の3行が、金融分野における先進的なIT技術とその活用について共同で調査・研究を行う「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」の締結を公表し、人工知能、モバイル技術、ビッグデータの活用について調査・研究を行うとしたほか、2015年11月には千葉銀行が「フィンテック事業化推進室」の設置を公表している。

このほか、2015年9月には、国内外の関連諸団体、関係省庁等との情報交換や連携・協力のための活動を通じて、オープンイノベーションを促進させ、FinTech市場の活性化および世界の金融業界における日本のプレゼンス向上に貢献することを目的とした、一般社団法人FinTech協会が設立されている。

20 特に近年は、被害の発生が信用金庫等にまで拡大している。（金融庁「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20151216-2.html#bessi>）

21 全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート（2015年度）」<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/5798/>

22 総務省「平成27年版 情報通信白書」<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/index.html>

23 KPMG「Mobile Banking 2015」<http://www.aseanconnections.com/Mobile-Banking-Report.aspx>

ングはまだ実績に乏しく、顧客がセキュリティに不安を感じていることが背景にあるとも考えられる。実際、全国銀行協会による上記アンケートにおいても、モバイルバンキングの利用頻度および利用意向はともに低い水準にとどまっており、この傾向は、前回（2012年）のアンケート結果から大きく変わっていない²⁴。

銀行には、高度なセキュリティ技術の取込みによるハード面の安心・安全の確保はもとより、顧客への注意喚起の徹底など、ソフト面の対応についてもさらなる対応が求められる。

なお、最近では、ビットコインで話題となったブロックチェーンと呼ばれる技術の金融サービスへの応用を試みる動きも活発化している。ブロックチェーンは、P2P²⁵による分散型データベースであり、中央管理機関なしに低コストで取引を実現できる技術として話題を呼んでいるが、今後、ブロックチェーンを金融サービスへ活用するに当たっては、セキュリティや犯罪利用の可能性などについても慎重な検証が行われることを期待したい²⁶。

加えて、成長戦略や地方創生の実現に向けた銀行への期待に応えるかたちで、新たな顧客価値の創造を図っていくという視点も重要である。

金融庁の「平成27事務年度 金融行政方針」では、重点施策として「企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現」が掲げられている。銀行が産業に対する知見等を活用して取引先企業の課題・ニーズを的確に把握し、事業性評価にもとづく融資やコンサルティング機能を適切に発揮することで、わが国経済の持続的成長や地方創生に貢献することが期待されており、農業分野や再生可能エネルギー分野等において、自治体や他の金融機関と連携して、融資やファンド創設等の取組みが進められている。

また、「まち・ひと・しごと創生本部」が銀行等の金融機関を対象に実施した「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」によれば、金融機関の約8割が地方公共団体と接触を行い、ほぼ全ての地方公共団体について金融機関との接触が図られており、銀行と地方自治

24 全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート（2012年度）」<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/3252/>

なお、総務省「平成27年版 情報通信白書」によれば、2012年から2014年の間に、スマートフォンの世帯保有率は49.5%から64.2%へ増加している。

25 Peer to Peer（ピア・ツー・ピア）の略。専用のサーバに依存せず、コンピュータ機器同士が対等な立場で直接通信を行うネットワークの形態。

26 ビットコインに関しては、2014年2月、わが国において、当時世界最大規模の取引量を誇っていた交換所の運営業者が破たんするという事案が発生している。また、2015年6月、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering：FATF）は、各国が仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録の保存義務等のマネー・ローダリング／テロ資金供与対策規制を課すことを求めるガイダンスを公表している。

なお、上述のような環境認識を踏まえ、2015年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」が公表した報告書では、仮想通貨に対する規制導入の方向性が示されており、第190回国会に関連法案が提出された。

体等による連携体制の構築が進められている²⁷。また、具体的な取組みとして、特定県内における地域別の定量的・定性的な分析（住民アンケート等）にもとづいた取り組むべき課題提案の実施や、将来的に住居を売却する必要のない新たなリバースモーゲージ²⁸等の商品開発などが進められている²⁹。

さらに、「ふるさと投資」連絡会議³⁰が2015年5月に公表した『「ふるさと投資」の手引き』では、地域金融機関に期待される役割として、投資対象企業やプロジェクトのクラウドファンディング仲介事業者への紹介等が掲げられ、具体的な取組事例が紹介されている。

銀行は、これまでも、地域の特色を活かした地域活性化に係る取組みを進めてきたところであるが、少子高齢化・人口減少というわが国が抱える大きな課題に直面し、銀行がこれまで培ってきた経験や知見、地域におけるネットワークを活かしたコンサルティング能力の発揮等に対する期待はますます高まっていくものと考えられる。

銀行は、金融仲介機能の発揮はもとより、地域イノベーション・エコシステムの重要なプレーヤーとして、地方自治体等の関係者、場合によっては他の銀行を含む金融機関や事業会社との連携によるシナジー効果の発揮を通じて、成長戦略や地方創生の実現に向け、これまで以上に積極的な取組みを行うべきである。

さらに、顧客価値の創造に当たっては、顧客との関係の深化もまた重要である。

これに関し、金融庁の「平成27事務年度 金融行政方針」では、金融機関に対する確認事項として、取引先企業における課題等の把握・分析・活用方法や、取引先企業との深度ある対話を行うための関係構築等が掲げられている。

しかし、意思決定のための情報収集において、顧客からの意見や情報を活用している経営者は約半数にとどまるという調査結果がある³¹。この調査は銀行のみを対象としたものではないが、銀行が金融サービスのあり方を考えるうえで、顧客との対話の重要性を再認識させられる

27 2015年10月時点。まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/1510_research_kinyu.pdf

28 住まなくなった家を売却せず、公的機関と連携して第三者に貸し付け、その賃貸収入を元に融資を得る仕組み。

29 これらの取組みは、「まち・ひと・しごと創生本部」が公表した「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」において、特徴的な取組事例として紹介されている。

30 東日本大震災からの復旧・復興事業においてクラウドファンディングを活用した取組みが行われたことや、「日本再興戦略」において民間の力を最大限引き出すための資金調達多様化の一環としてクラウドファンディングの活用が言及されたこと等を踏まえ、「ふるさと投資」の普及・促進を目的として2014年10月に設置された会議（事務局は内閣府地方創生推進室）。「ふるさと投資」とは、「地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の地方公共団体等の活動と調和が図られるもの」とされている。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/furusato/kaigi/index.html>

31 IBM「Redefining Boundarie 境界線の再定義 テクノロジーで切り拓く新たな地平 グローバル経営層スタディからの洞察」<http://www-935.ibm.com/services/jp/ja/c-suite/>

ものと言えよう。

顧客との取引は、長く、広範かつ濃密であるほど、多くの情報が蓄積され、その情報をもとにさらなる顧客価値を創造するという好循環が生まれる。事業会社による多様な金融サービスが増え、顧客の選択肢が広がっている中、銀行は、顧客との取引を一時的・断片的なものとして、顧客との関係のより一層の深化を通じてさらなる顧客価値を創造するため、不断の努力を重ねるべきである。

2. 金融分野におけるイノベーションをサポートし、促進させるための環境整備

- ◇ 政府は、金融分野におけるイノベーターが既存の規制にとらわれずに新たな金融サービスの実証実験を行うことができる環境の構築など、金融分野におけるイノベーションをより一層促進させるための環境整備に取り組むべきである。

海外では、政府が積極的にFinTech支援に関する取組みを進めている例もある。例えば、英国では、2010年11月、キャメロン首相が「テック・シティ構想」を発表し³²、世界中からIT企業家や研究施設、投資家を呼び込み、ベンチャー企業の育成・成長の加速を支援することで、次世代の産業育成、競争力強化、雇用の創出を図ろうとする取組みが進められている。

具体的には、世界中から優秀な起業家を集めることを目的としたビザの条件緩和や、起業家の自社株に係るキャピタル・ゲインに対する軽減税率の適用などを実施しているほか、資金調達面でベンチャー企業を支援するため、プリティッシュ・ビジネス・バンク（BBB）の設立などが行われている³³。

さらに、最近では、銀行システムの接続仕様を公開するオープンAPI（Application Programming Interface）³⁴規格の検討、フィンテック投資への税制優遇措置等のほか、2016年春には、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority：FCA）の許可・協力のもと、現行の規制を受けずに新たなサービスの実証実験を行うことができる環境として「Regulatory Sandbox」の構築も予定されている³⁵。

わが国においても、イノベーション支援施策として、これまでもベンチャー企業に対する補助金等による支援が講じられてきたところであるが、金融分野におけるイノベーションを加速させ、国際的な競争力を確保するとともに顧客価値を拡大するためには、銀行やFinTech等

32 UK Government 「East End Tech City speech」 <https://www.gov.uk/government/speeches/east-end-tech-city-speech>

33 BBBは、直接ベンチャー企業に融資するわけではなく、ベンチャー企業からのリクエストを受け、民間銀行等に話をつなげる橋渡しの役割を担っている。 <http://british-business-bank.co.uk/>

34 オペレーティングシステムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様等。

35 FCA 「Regulatory sandbox」 <https://www.fca.org.uk/news/regulatory-sandbox>

の民間プレーヤーだけではなく、国を挙げた取組みが必要である³⁶。

例えば、英国の「Regulatory Sandbox」のような、多様な関係者が協働して新たな金融サービスに係るデータ分析や実証実験を行うことができるテストベッド環境の構築は、有効な取組みであると考えられる。特に、イノベーションの重要な担い手となるベンチャー企業は、自らそのような環境を構築することは困難であることが多いと思われることから、先進的なICTやアイデアを事業化に結び付ける施策として効果が期待できる。また、大企業にとっても、個社で構築するテスト環境とは異なり、オープンな環境で多くの関係者が参加することにより、多様な情報を入手できることとなるため、よりサービスの改善につながる可能性がある。

さらに、新たな金融サービスの開発に当たっては、当該サービスが既存の規制に適合しているか否かという観点も重要となるが、このようなテストベッド環境の構築は、新たなサービスに伴う法制度面の課題を事前に明らかにすることができるというメリットも期待できる³⁷。なお、事前検証という観点では、2015年12月、金融庁がFinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を設置し、具体的な事業計画に関する相談等を幅広く受け付けるとしており、積極的な利用が期待されるところである。

また、オープンAPIに関しては、2015年12月に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書³⁸の中で、銀行等による決済サービスの向上等を促すため、オープンAPIのあり方を検討するための作業部会等を設置することとされており、このような取組みを通じて、利便性の高い決済サービスの登場が期待されるところである。

英国では、前述のように国を挙げた取組みを推進した結果、2014年にFinTechにより生み出された経済効果が約200億ポンド（約3.5兆円）にも及んだとの試算がある³⁹。

わが国政府には、金融業の発展が顧客価値を創造し、ひいてはわが国全体の活性化につながるとの認識のもと、金融分野におけるイノベーションをサポートし、促進させるための国を挙げた環境整備を期待したい。

36 『『日本再興戦略』改訂2015』では、「国全体の稼ぐ力を高めるためには、既存プレーヤーの生産性の向上だけでは不十分である。失敗を恐れない挑戦こそが称賛される社会的価値観を広げ、経済社会や産業構造全体に大きなインパクトを与える、ダイナミックなイノベーション・ベンチャーが連続的に生み出される社会にしていかなければならない。」とされている。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

37 テストベッド環境構築の必要性については、情報通信審議会「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」中間答申（2015年12月）においても指摘されている。

38 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキン・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf

39 UK Government office for Science「FinTech Futures」 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413095/gs-15-3-fintech-futures.pdf
1ポンド＝174円（2014年12月適用の日本銀行裁定外国為替相場）で換算。

3. わが国の金融業のさらなる発展に向けた規制の見直し

- ◇ 政府は、銀行に課せられている他業禁止規制や出資規制の見直しに当たって、①業務範囲の解釈における柔軟性の確保、②行政判断の透明性・予測可能性の確保、③迅速な審査体制の構築、に努めるべきである。
- ◇ 政府は、いわゆる「One Way規制」となっている銀行業と商業の分離規制を見直し、銀行業に参入する商業に対しても、銀行業と同様の規制を整備するとともに、銀行業による商業への参入も視野に入れ、銀行グループがより柔軟な業務展開を可能とする方向で今後も継続して業務範囲規制の見直しを行うべきである。

2015年に開催された金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」では、海外の銀行がイノベーションの急速な進展に伴う環境変化に戦略的に応じていることなどを踏まえ、わが国の金融サービスもイノベーション促進に向けた取組み強化が重要であるとの認識のもと、銀行グループの他業禁止規制や出資規制の見直し等の議論が行われた。

2015年12月に同ワーキング・グループが取りまとめた報告書⁴⁰では、銀行によるFinTechへの出資を容易化し、金融グループが行うことができる業務を法令上、予め全て列挙しておくのではなく、それらに加えて、将来的に様々な業務展開が予想される中で、より柔軟に業務展開ができるような枠組み（個別認可制）を設ける方向性が示された。具体的には、銀行持株会社や銀行は、認可を受けて、「銀行が提供するサービスの向上に資する業務又はその可能性のある業務」を行うための子会社等への出資を行うことができるとし、その認可に際しては、他業禁止の趣旨等を踏まえ、例えば、

- ・グループの財務の健全性に問題がないこと
- ・銀行業務のリスクとの親近性があることその他銀行本体へのリスクの波及の程度が高くないと見込まれること
- ・優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと
- ・当該出資が、グループが提供する金融サービスの拡大またはその機会の拡大に寄与するものであると見込まれること

等を勘案することとされている。

今後、上記報告書の内容を踏まえ、本格的に他業禁止規制や出資規制の見直しの検討が進められることが期待されるが、当該見直しを行うに当たっては、以下の三点を考慮する必要があると考えられる。

40 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1/01.pdf

第一に、業務範囲の解釈における柔軟性の確保である。将来的に様々な展開が予想される中、金融グループが提供するサービスの向上や利用者利便の向上、ひいては日本の金融グループの競争力強化につなげるには、金融グループの業務の範囲を幅広く解釈できる枠組みとすることが必要と考えられる。したがって、政府は、法令上細かい規定は置かず、取扱い可能な業務の範囲の解釈に幅を持たせた枠組みとするべきである。

第二に、行政判断の透明性・予測可能性の確保である。金融グループの創意工夫による積極的な取組みを最大限に引き出すため、政府は、認可の判断基準や認可事例の開示等を通じて、行政判断の透明性・予測可能性の確保に努める必要がある。

第三に、迅速な審査体制の構築である。特に最新のICTを活用した金融サービスの場合は、審査の長期化に伴い技術が陳腐化し、結果的に利便性の向上につながらなくなってしまう可能性がある。そのため、政府は、できる限り認可申請に係る手続きを簡素化・定型化することや、必要に応じて外部有識者を活用し審査体制を強化するなど、迅速な審査体制を構築する必要があると考えられる⁴¹。

また、わが国では、商業による銀行業への参入は認められているものの、銀行業による商業への参入は制限されている。このいわゆる「One Way規制」については、本研究会においても、2006年に取りまとめた報告書「金融のコングロマリット化等に対応した金融制度の整備」の中で、競争条件の公平性の観点や、理論的根拠に欠ける等の理由から、「One Way規制」を見直すべきとの提言を行っている。

当該報告書では、銀行が商業を兼営することで考えられるメリット（範囲の経済、リスク分散効果、利用者の情報収集コストの低下）とデメリット（範囲の不経済、産業支配への懸念、セーフティネットの漏出、金融監督の複雑化・高コスト化）を挙げたうえで、デメリットの多くは、市場における競争、市場規律、アームズ・レングス・ルールや大口信用供与規制等によって解消される部分が多いと考えられ、競争制限的な事前規制は極力少なくすることが望ましいとしていたところである。

この点については、2012年に開催された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、銀行が一般事業会社を保有する場合も一般事業会社が銀行を保有する場合も原則論は同じであり、規制をかけるのであれば両方向で整合的にすべきであることや、事業会社に対する主要株主規制の甘さが指摘されている⁴²。

41 米国金融持株会社の「本源的金融業務またはそれに付随する業務」の場合、連邦規則集に限定列挙されていない業務のFRBによる判定は、FRBにおける検証手続き（財務長官との協議等を行い、必要に応じてパブリックコメントに付す）完了後、60日以内に対応を決定するよう努めることとされている。

42 金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」第7回会合http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/gijiroku/20121010.html

さらに、2015年12月公表の金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告書においても、「異業種グループの銀行の親会社には、主要株主としての規制が課されるのみであるところ、仮に、異業種から参入した金融グループの行動に問題がある場合、十分な監督を行うことができるか」との指摘がなされている。

こうした状況を踏まえ、政府は、競争環境におけるイコールフットィングの確保も視野に入れつつ、銀行業に参入する商業に対しても、銀行業と同様の規制を整備すべきである。また、銀行業による商業への参入も視野に入れ、銀行グループがその創意・工夫を通じて顧客価値を創造し、より良い金融の未来を描けるよう、より幅広い分野における柔軟な業務展開を可能とする方向で、今後も継続して業務範囲規制の見直しを行っていくべきである。

以 上